

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(道路課)	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	一
○平成二十一年宮城県告示第三百四号(農業振興地域の指定)の一部改正	(農業振興課)	二
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	五
○県営土地改良事業計画の縦覧	(農村振興課)	五
○保安林の指定の解除の予定(二件)	(森林整備課)	五
○道路の供用開始	(道路課)	六
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	六
○宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)	(教育庁高校教育課)	六
○宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)	(同)	六
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁高校教育課)	七
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		七
○定期監査結果に対する措置の公表		七

監査委員

正 誤

- 宮城県公報平成二六年号外第八号中
- 宮城県公報平成二六年号外第一八号中

一五

規 則

○宮城県規則第五十号

県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中

「 出口 (一一三ーB) 」	サービス・エリアの予告 (一一六ーA)	サービス・エリアの予告 (一一六ーB)	を
「 出口 (一一三ーB) 」	サービス・エリア、道の駅の予告 (一一六の二ーA)	サービス・エリア、道の駅の予告 (一一六の二ーB)	に、

「(一一六の二ーA)」を「(一一六の三ーA)」に、「(一一六の二ーB)」を「(一一六の三ーB)」に、「(一一六の二)」を「(一一六の四)」に、「(一一六の三)」を「(一一六の五)」に、「(一一六の四)」を「(一一六の六)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五百二十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十六年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四五二二〇〇四六三	事業所の名称及び所在地 ☆放課後ケア北斗の星 登米市迫町森字西表 二百二十四―一	指定障害児通所 支援の種類 放課後等デイサ ービス	設置者名 特定非営利活 動法人輝らら 会	指定年月日 平成二十六年 六月一日
---------------------	---	------------------------------------	-------------------------------	-------------------------

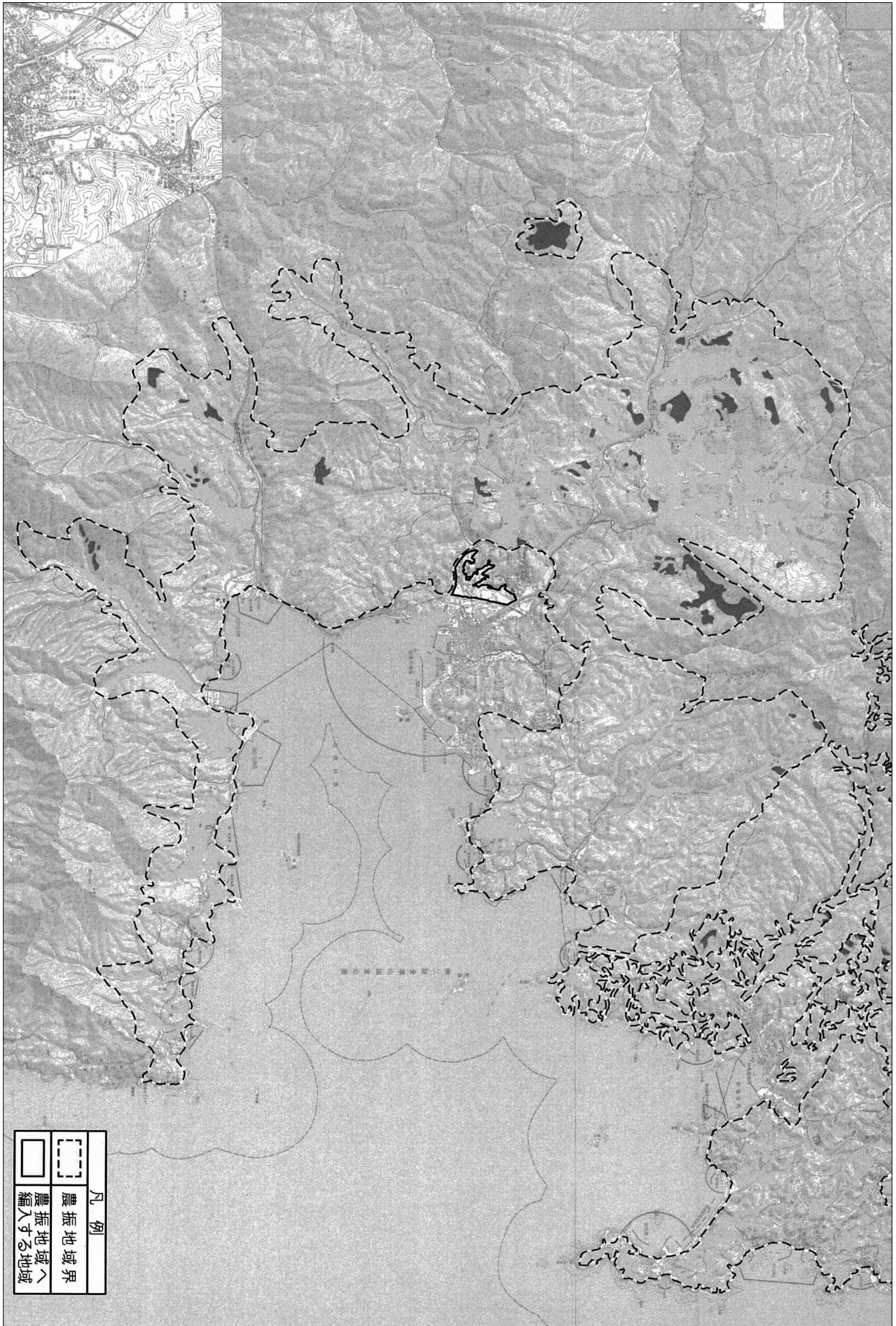
○宮城県告示第五百二十五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、平成二十一年宮城県告示第三百四号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年六月十三日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び気仙沼地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩





○宮城県告示第五百二十六号
 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十六年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

石巻市

五 発生年月日

平成二十六年五月三十日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第五百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営中谷地・沼尻地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年六月十三日から平成二十六年七月十一日まで

三 縦覧場所

角田市役所及び丸森町役場

○宮城県告示第五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

仙台市若林区荒浜字北官林二九の五（国有林）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

二1 解除予定保安林の所在場所

仙台市若林区荒浜字北官林二九の五（国有林）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

○宮城県告示第五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

仙台市若林区荒浜字南官林五四の七（国有林）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

仙台市若林区荒浜字南宮林五四の七(国有林)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

○宮城県告示第五百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	岩沼海浜緑地線	岩沼市押分字須加原八九番一地从先から同市押分字新大同五二五番地先まで	平成二十六年六月十三日

○宮城県告示第五百三十一号

南三陸町から志津川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

種類 志津川都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百三十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十六年四月三十日次のとおり委託した。

平成二十六年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成二十六年五月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百三十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十六年四月三十日次のとおり委託した。

平成二十六年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成二十六年五月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百三十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十六年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十六年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

加美郡色麻町四竈字柞木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百三十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農

業高等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社及びみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品
売払代金の徴収事務を平成二十六年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十六年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

加美郡色麻町四竈字柞木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
東松島市矢本字町浦一番一、二番、三番、四番、二十七番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市矢本字寿町二十九番地
有限会社熱海不動産

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
ロータリ除雪車一台
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日
平成二十六年六月三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
株式会社KCMJ 兵庫県加古川市平岡町土山五百九番一号

五 落札金額
四千五百九十万円

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 入札の公告を行った日
平成二十六年五月二十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十六年六月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
宮城県立高等学校電子計算組織貸借 宮城県松島高等学校 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日
平成二十六年五月二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
NECキャピタルソリューション株式会社東北支店

仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額
二千六百九十八万五千三百十二円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 入札の公告を行った日
平成二十六年四月十一日

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十二号

平成二十七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

東部屋内運動場の項の次に次のように加える。

世代交流いきいきプラザ多目的ホール 同 郡同 町大谷字末広五〇番地一

監査委員

○宮選管告示第七十二号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成26年 6月13日

宮城県監査委員	安部 孝
宮城県監査委員	ゆきみ ゆき
宮城県監査委員	遊佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工藤 鏡子

1 監査委員の報告日

平成26年 3月27日

2 通知のあった日

平成26年 5月20日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 公文書館

イ 監査委員の報告の内容

旅費において、2年連続して3か月以上の支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

・件数 55件

・金額 44,083円

ロ 措置の内容

(イ) 職員のスケジュール管理表を作成し、その中に出張を伴う業務がある場合のチェック欄を設け、財務庶務システム上の旅行命令、支出命令及び精算の手続が行われたかを確認する。

(ロ) 財務庶務システムで旅費支給情報照会を定期的に行い、支出手続が遅延しているものがないかを確認するなどにより適正な事務処理を行う。

(ハ) 多忙な時期の相互支援体制や複数の目による確認を強化し、再発防止に努める。

(2) 仙台南県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・H24年度収入未済額

現年度分 127,891,377円

過年度分 355,131,489円

合 計 483,022,866円

・H23年度収入未済額

現年度分 158,440,736円

過年度分 470,613,683円

合 計 629,054,419円

ロ 措置の内容

収入未済額の更なる縮減を図るため、新たな徴収体制として平成24年度から導入した機能分担制を推進し、初動・調査チームと処分チームの連携を強化しながら、「収入未済額前年度比10%減」を目標に掲げ、より効果的な滞納整理に努めた。

初動・調査チームにおいては、早期納入を促すため効果的な催告を実施するとともに、迅速かつ効果的な滞納処分につながるよう毎月約150件程度の預金調査をはじめ徹底した財産調査を行うなど担保力の把握と滞納要因の分析に取り組み、必要に応じ処分チームへ適切な引継ぎを行った。

また、処分チームにおいては、預貯金や給与、自動車など年間1,000件を超える差押えを行うなど早期の滞納処分に取り組みとともに、長期高額滞納案件の整理に当たっては、より換価可能な財産への差押えなどの見直しを行いながら折衝を重ね滞納額の縮減に努めた。

更に、個人県民税の滞納額縮減に向けて、住民税徴収対策会議等を通じ市町との連携を深めるとともに直接徴収にも取り組んだ。

(3) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・H24年度収入未済額

現年度分 1,061,532,515円

過年度分 2,062,936,253円

合 計 3,124,468,768円

・H23年度収入未済額

現年度分 790,824,425円

過年度分 2,863,253,539円

報 告 書

<p>合 計 3654,077,964円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(4) 個人県民税</p> <p>当所収入未済額の89%を占める個人県民税は、仙台市で市民税と併せて徴収している。仙台市では、平成24年10月に徴収部門を本庁に集約し、不動産761件、給与1,541件等合計3,035件の差押えを実施するなど徴収の強化を図った。</p> <p>その結果、滞納繰越分の収入率は、平成23年度17.04%、平成24年度25.05%、平成25年度32.80%と大幅に向上している。</p> <p>また、当所では、自動車所有情報や自動車選付金情報の提供等の支援を行っている。</p> <p>(ロ) その他の税</p> <p>自動車税等一般税は、今年度、滞納者の勤務先、預金等調査を早期に実施し、給与、預貯金、自動車を中心に424件の差押えを実施した。また、搜索による動産差押えやタイイヤロックによる自動車引き上げを実施した。特に搜索は、15回実施し、うち13回で動産差押えを行い、69点を売却し、代金を税に充当した。</p> <p>(4) 仙台地方振興事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名取市（7・10・11）・岩沼市（11）農地復旧除塩工事 ・手樽復旧治山工事 <p>ロ 措置の内容</p> <p>本件発覚直後に、所の部長会を開催し、適切な入札・契約事務の処理手続の徹底を指示するとともに、これまでに執行した契約工事について再調査を実施した。</p> <p>併せて、再発防止に向け、落札者決定作業に係る裏付け資料確認等に対する各班単位、各部単位における二重チェック体制の厳格化と各職員における確認行為を徹底するよう指示し、チェック体制の強化を図った。</p> <p>(5) 東部地方振興事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p>	<p>行政財産の使用許可に係る使用料及び返還金（自動車重量税の還付金）において、6か月以上の調定遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○行政財産の使用許可に係る使用料</p> <p>4月1日に調定すべき建物及び電柱敷地等の使用料について、翌年1月に調定したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 4件 ・調定金額 38,470円 <p>○返還金（自動車重量税の還付金）</p> <p>6月に国庫金送付通知書があった自動車重量税の還付金について、翌年3月に調定したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 25件 ・調定金額 112,459円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>班の年間業務スケジュールに登録を行い担当班長が進捗管理することとしたほか、毎月、総括担当を含めて相互に事務処理の状況をチェックする体制とし、適正に事務処理を行っている。</p> <p>(6) 気仙沼地方振興事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気仙沼漁港外臨港道路路嵩上工事 <p>ロ 措置の内容</p> <p>本件発覚後、水産漁港部内会議を開催し、適切な入札事務手続の徹底を指示するとともに、これまで執行した公共工事の入札に関する再調査を実施し、他に不備がないことを確認した。</p> <p>再発防止の対応として、落札候補者の決定及び総合評価技術資料の裏付け資料の認定については、工事担当部内において、チェックシートによる複数人での確認と併せて決裁を得ることとし、チェック体制の強化等を行った。</p> <p>(7) 大河原土木事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p>
--	--

報 告 書

<p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式(特別簡易型)による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金谷外道路災害復旧工事 <p>措置の内容</p> <p>今回の件を踏まえ、総合評価に係る審査については担当班長任せとすることなく、別途確認部会を開催して審査結果の妥当性について“第三者の目”でチェックすることにより、再発防止に努めている。</p> <p>(8) 東部土木事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式(特別簡易型)による競争入札について、被災者等雇用実績に係る申請書類の確認を誤っていたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鷲神浜(11)外道路災害復旧工事 <p>措置の内容</p> <p>総合評価については、審査者を増員するとともに評価が難しい場合は更に上位の職員を含めて審査することとし、審査体制の強化を図った。</p> <p>更に、評価に不明な点が生じた場合は、所管課に確認した上で審査を実施し、その事例の共有化を図り適正な審査に努めた。</p> <p>(9) 中南部下水道事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>行政財産の使用許可に係る使用料において、6か月以上の調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>4月1日に調定すべき電柱敷地使用料について、翌年4月に調定したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・調定金額 3,000円 	<p>措置の内容</p> <p>調定漏れ及び調定遅延の発生を防止するため、使用許可担当班と調定事務担当班との間で使用許可等に関する情報交換を定期的に行うとともに、行政財産使用許可一覧等関係資料を活用し、情報の共有化とチェック体制の強化を図ることとした。</p> <p>(10) 教育研修センター</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>産業廃棄物収集運搬処理業務委託契約について、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、少額による随意契約を締結したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格 1,145,025円 ・契約額 420,000円 <p>措置の内容</p> <p>今後、不適切な取扱いが生じないよう会計研修会等に参加し、入札契約制度の正確な理解を図っていく。</p> <p>また、財務規則に基づき、適切な事務処理を行うよう毎日の打合せ等で周知徹底を図るとともに担当者だけでなく複数の職員による審査体制を整備し、全体で共通理解のもと相互チェックを十分に行うこととした。</p> <p>(11) 古川高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>教育財産の使用許可に係る使用料及び光熱水費において、6か月以上の調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 30件 ・調定金額 339,588円 <p>措置の内容</p> <p>各担当の事務執行状況の把握が適切に行われなかったことが原因と考え、毎朝短時間の打合せを行い、当日の事務内容及び事務執行期限等の共有を図ることで再発を防止している。</p> <p>(12) 泉高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p>
---	--

報 告 書

<p>教育財産の使用許可に係る使用料及び光熱水費において、6か月以上の調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 116件 ・調定金額 747,629円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>光熱水費の調定は校舎等の光熱水費支払処理と同時期に、使用料の調定は教育財産使用許可と同時期に行うこととした。併せて、使用許可担当と使用料調定担当の分担を明確にし、相互確認の声掛けを行うこととした。</p> <p>また、調定状況一覧表を作成し、見える化することにより、調定遅延・調定漏れを防ぐよう複数の目で確認できるようにした。調定から収入への流れを明確にするため、収納後は管理職決裁を受け最終確認としていく。</p> <p>(13) 仙台向山高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>賃金において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>臨時職員の賃金について、翌月10日の支給定日を過ぎて支払をしたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・金額 110,781円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>余裕を持った支出命令確認を実施するとともに、出力された支出命令確認票を担当者にも再確認させ、支払日に誤りがないか複数で確認することとした。</p> <p>(14) 仙台中央警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 211件 ・過徴収金額 10,240円 <p>ロ 措置の内容</p>	<p>(イ) 各種会議、研修会等への出席</p> <p>事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に職員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p> <p>平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p> <p>(15) 仙台南警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 546件 ・過徴収金額 21,660円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席</p> <p>事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に職員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p> <p>平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p> <p>(16) 仙台北警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>(内容)</p>
--	---

報 告 書

<p>・件数 282件</p> <p>・過徴収金額 11,780円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席</p> <p>事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に職員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p> <p>平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p> <p>(18) 泉警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料</p>	<p>・件数 311件</p> <p>・過徴収金額 13,840円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席</p> <p>事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に職員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p> <p>平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p> <p>(19) 塩釜警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じらるたい。</p>
<p>(内容)</p> <p>・件数 387件</p> <p>・過徴収金額 13,020円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席</p> <p>事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に職員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p> <p>平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p> <p>(18) 泉警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料</p>	<p>(内容)</p> <p>・件数 371件</p> <p>・過徴収金額 12,740円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席</p> <p>事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に職員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p> <p>平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p>

報 告 書

<p>(20) 登米警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 3件 ・過徴収金額 80円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席</p> <p>事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に職員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p>	<p>(21) 河北警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 9件 ・過徴収金額 700円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席</p> <p>事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に職員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p>	<p>平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p> <p>(22) 古川警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 203件 ・過徴収金額 8,360円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席</p> <p>事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に職員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p> <p>平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p> <p>(23) 遠田警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 99件 ・過徴収金額 4,640円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席</p> <p>事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等</p>
--	---	--

<p>に職員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p> <p>平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p> <p>24) 築館警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じらるたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・件数 50件</p> <p>・過徴収金額 1,440円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席</p> <p>事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に職員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p> <p>平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p> <p>25) 大河原警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じらるたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・件数 295件</p> <p>・過徴収金額 9,900円</p>	<p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席</p> <p>事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に職員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p> <p>平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p> <p>26) 角田警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じらるたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・件数 71件</p> <p>・過徴収金額 3,280円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 各種会議、研修会等への出席</p> <p>事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に職員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。</p> <p>(ロ) チェック表を活用した点検の実施</p> <p>平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。</p> <p>27) 巨理警察署</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>遊技機変更承認申請等に係る証紙徴収において、条例の確認不足により複数年にわたり手数料を過徴収していたことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じらるたい。</p>
---	---

(内容)

- ・件数 149件
- ・過徴収金額 4,400円

ロ 措置の内容

(イ) 各種会議、研修会等への出席
 事案の発生を受けて開催された、緊急県下生活安全課長会議、許可等事務担当者研修会等に職員を出席させるとともに、出席者から課員に対する具体的な指導教養を実施させ、再発防止の徹底を図った。

(ロ) チェック表を活用した点検の実施
 平成25年7月に、本部主管課から指示されたチェック表を活用して、許可等事務処理要領等の資料（平成25年4月受領）を許可等事務担当者及び各級幹部が、公安委員会関係手数料条例の手数料項目ごとに突合点検を実施して再発防止に努めた。

正 誤

○宮城県公報平成二六年号外第八号（平成二六年三月二十七日付け）中

ページ	段	行	正	誤
三	上	八	財産条例第八條第四項	財産条例
三	上	九	とらう。）第八條第四項」	とらう。）」
三	下	一七	財産である土地に地上権又は地役権を設定する	財産のうち土地に地上権又は地役権を設定し使用させる
一三	上	一四	同項第三号	同条第一項第三号

○宮城県公報平成二六年号外第一八号（平成二六年三月三十一日付け）中

ページ	段	行	正	誤
二	下	七	「，住所及び氏名」や「，住所又は主たる事務所及び氏名又は名称」及び「住所，氏名」や「資格，住所又は主たる事務所及び氏名」に	「，住所及び氏名」及び「，氏名又は名称」や「，住所又は主たる事務所及び氏名又は名称」に